

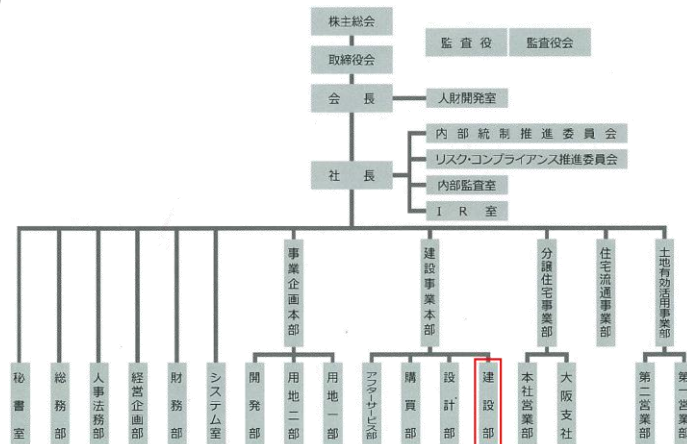
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 5 日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号	
氏名 フジ住宅株式会社	
代表取締役社長 宮脇 宣綱	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 072-437-7380	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	フジ住宅株式会社
事業場の所在地	大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	19, 266, 376, 424 円（元請完成工事高（前年度実績））
③従業員数	926人（内パート数：189人）：令和 6 年 3 月末時点
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・新築工事（解体工事含む） 混合廃棄物、廃プラスチック類、金属くず、がれき類 ⇒処理業者に委託し選別処理後、管理型埋立、一部資材化 木くず、紙くず ⇒処理業者に委託し選別処理後、再資源化、又は減容固化処理後、RPF化 がらすくず等（廃石膏ボード） ⇒広域認定処理業者に委託し、再生処理 ・造成工事 アスコン、コンクリート塊 ⇒破碎後、資材化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	134.4756 t	29.3994 t
	（これまでに実施した取組） 排出方法をバウ積から、可能な限り袋詰めに変更し、作業員が廃棄物発生に対して意識を持つよう指導した。 また、袋には品目別にステッカーで表示し、分別を図った。 養生材の廃材として発生したダンボール等の集積場所を作り古紙として再生事業者へ受け渡した。 サイディング材をプレカットし端材発生の抑制を図った。 分別廃棄を関係工事業者へ周知徹底した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	90 t	10 t
	（今後実施する予定の取組） 廃棄物が発生しない施工方法の検討 継続し分別廃棄を関係工事業者へ周知徹底 ※がれき類の発生所在地は造成工事や埋設廃棄物に付帯する廃棄物が多く抑制が困難		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の廃棄物が混合しないよう確実に分別して排出するよう指導実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
181.9147 t	68.14126 t	2.51 t	248.97 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
150 t	30 t	1 t	200 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
339.9396 t	235.6748 t	76.69 t	259.02656 t

②計画

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
250 t	180 t	30 t	200 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全 処 理 委 託 量	134.4756 t	29.3994 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	134.4756 t	29.3994 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 排出方法をばら積から、可能な限り袋詰めに変更し、作業員が廃棄物発生に対して意識を持つよう指導した。 また、袋には品目別にステッカーで表示し、分別を図った。 養生材の廃材として発生したダンボール等の集積場所を作り古紙として再生事業者へ受け渡した。 サイディング材をプレカットし端材発生の抑制を図った。 分別廃棄を関係工事業者へ周知徹底した。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
181.9147 t	68.14126 t	2.51 t	248.97 t
181.9147 t	68.14126 t	2.51 t	4.064 t
t	t	t	244.906 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリ	建設系混合廃棄物（管理
339.9396 t	235.6748 t	76.69 t	259.02656 t
339.9396 t	230.6848 t	76.69 t	259.02656 t
95.83 t	67.07 t	76.69 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全 処 理 委 託 量	90 t	10 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	90 t	10 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物が発生しない施工方法の検討 継続し分別廃棄を関係工事業者へ周知徹底 ※がれき類の発生所在地は造成工事や埋設廃棄物に付帯する廃棄物が 多く抑制が困難		
※事務処理欄			

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリー	廃石膏ボード
150 t	30 t	1 t	200 t
150 t	30 t	1 t	0 t
t	t	t	200 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

その他のがれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート	建設系混合廃棄物（管理）
250 t	180 t	30 t	200 t
150 t	100 t	20 t	200 t
100 t	80 t	30 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。